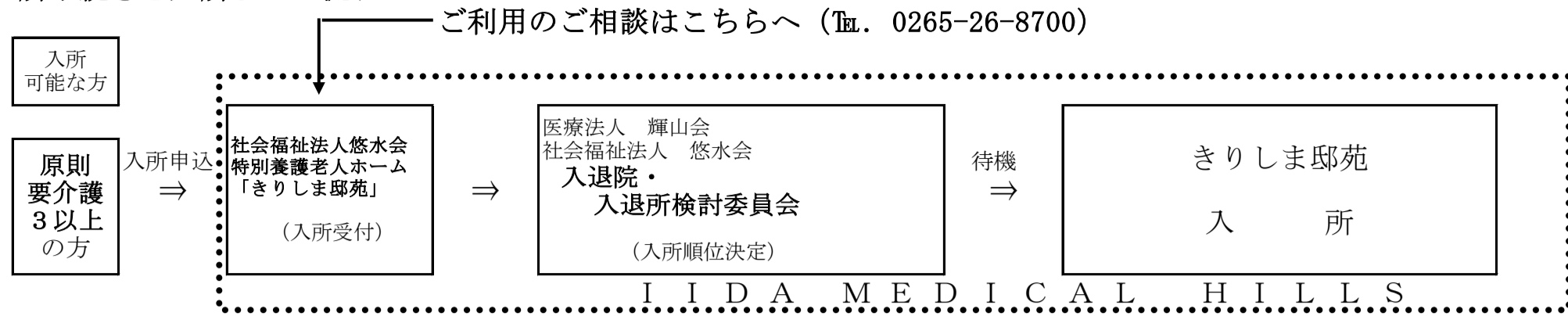


特別養護老人ホーム「きりしま邸苑」の入所申込手続きと利用料金について

H18. 4. 1制定
R6. 4. 1最終改訂

1. 入所手続きと入所までの流れ



2. 基本料金 (1ヶ月30日計算) ※【1割負担】の方の場合

単位：円

介護度	介護保険基本報酬負担分	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)口	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	個別機能訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	利用者負担段階	居住費	食費	1日負担額計	個別機能訓練加算(Ⅱ)(1月)	個別機能訓練加算(Ⅲ)(1月)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(1月)	30日負担額計	電気料・電話料	金銭管理費(1月)
要介護1	670	46	4	18	12	11	第1	820	300	1,881	20	20	100	50	56,620	実費	1,000
							第2	820	390	1,971					59,320		
							第3①	1,310	650	2,721					81,820		
							第3②	1,310	1,360	3,431					103,120		
							第4	2,500	1,800	5,061					152,020		
要介護2	740	46	4	18	12	11	第1	820	300	1,951	20	20	100	50	58,720	実費	1,000
							第2	820	390	2,041					61,420		
							第3①	1,310	650	2,791					83,920		
							第3②	1,310	1,360	3,501					105,220		
							第4	2,500	1,800	5,131					154,120		
要介護3	815	46	4	18	12	11	第1	820	300	2,026	20	20	100	50	60,970	実費	1,000
							第2	820	390	2,116					63,670		
							第3①	1,310	650	2,866					86,170		
							第3②	1,310	1,360	3,576					107,470		
							第4	2,500	1,800	5,206					156,370		
要介護4	886	46	4	18	12	11	第1	820	300	2,097	20	20	100	50	63,100	実費	1,000
							第2	820	390	2,187					65,800		
							第3①	1,310	650	2,937					88,300		
							第3②	1,310	1,360	3,647					109,600		
							第4	2,500	1,800	5,277					158,500		
要介護5	955	46	4	18	12	11	第1	820	300	2,166	20	20	100	50	65,170	実費	1,000
							第2	820	390	2,256					67,870		
							第3①	1,310	650	3,006					90,370		
							第3②	1,310	1,360	3,716					111,670		
							第4	2,500	1,800	5,346					160,570		

※医療費は医療保険より別途請求となります。また、日常生活にかかる費用は実費負担となります。

2. 加算等

加算名称	負担額	備考
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	算定月の前6月又は前12月における新規入所者のうち、要介護4または5の者が70%以上または、新規入所者のうち認知症状等がある者が65%以上かつ、介護福祉士が入居者6人に対し1人以上
看護体制加算(Ⅰ)口	4	常勤の看護師を1名以上配置している
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18	夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準(2ユニットにつき1名)を1以上上回っている。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、計画的に機能訓練を行う。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、その情報を個別機能訓練計画等へ有効活用している
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20/月	機能訓練・口腔・栄養の情報を関係職種で一体的に共有し、その内容等の情報を厚生労働省へ提出し、その情報を個別機能訓練計画等へ有効活用している
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100/月	訪問リハビリの理学療法士等と機能訓練指導員が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて訓練内容を見直している
栄養マネジメント強化加算	11	栄養士または管理栄養士を厚めに配置し、低栄養状態又はその恐れのある入居者の食事観察を定期的に行い、問題がある場合は早期に対応し、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、その情報を栄養ケア計画等へ有効活用している
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	入居者のADL、疾病、薬剤、認知症、褥瘡等の情報を厚生労働省へ提出し、その情報を施設サービス計画等へ有効活用している
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3/月	入居者の褥瘡発生と関連のあるリスクについて、施設入所時とその後3月に1回評価し、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡ケア計画を作成し、その情報を有効活用し、計画を定期的に見直している
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について褥瘡の発生がない場合
安全対策体制加算	20	施設に安全対策担当者・安全管理部門を設置し組織的に安全対策を実施した場合、入所初日に限り算定
初期加算	30	入居当初には施設での生活に慣れるために様々な支援を要することから、入居後30日に限り算定
入院・外泊時費用	246	月6日を限度(初日・最終日は除く) ※他医療機関(輝山会以外)の入院や外泊の際
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	—	基本報酬+各種加算により算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	基本報酬+各種加算により算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

※入所申込当時と要介護度や介護者の状況、ご本人の居場所等に変化がありましたら、下記へご連絡ください。

※施設見学をご希望の方や施設について何かご不明な点がございましたら、当施設までお問い合わせ下さい。

※介護報酬体系の変更等により料金に変更となる場合もあります。

特別養護老人ホーム 「きりしま邸苑」
〒395-0813 長野県飯田市毛賀1681-10
TEL (0265) 26-8700
FAX (0265) 26-7733